

# C・シュミットとドイツ中央党

—ナショナリズムと権威主義を中心として—

古賀敬太

## 目次

### 序

#### 第一章 保守的カトリシズム

##### 第一節 シュミットと保守的カトリック

##### 第二節 シュミットと中央党

#### 第二章 ナショナリズム

##### 第一節 シュミットとベルサイユ体制

##### 第二節 中央党とベルサイユ体制

#### 第三章 権威主義

##### 第一節 シュミットとワイマール憲法体制

##### 第二節 シュミットとG・シュライバー

#### 第四章 中央党との対決

##### 第一節 パーペン・クーデター

##### 第二節 シュミットとカース

## 序

最近のショーミット研究の成果の一例として、ショーミットとカトリシズムの関係が浮き彫りにされてくることが挙げられる。<sup>(1)</sup> 実際、カトリシズムといつ思想的風土を考慮するにしなくて、ショーミットの政治思想の十分な理解は不可能であらう。筆者むかの頃に着目して、ショーミットの『テオドール・ディイブラーの極光』(一九一四年)、「教会の回視性」(一九一七年)、『ローマ・カトリシズムと政治形態』(一九二三年)、並びに一連のショーミットのゾノン・コルテス論を中心として、カトリシズムがショーミットの政治思想にいかなる影響を及ぼしたかを取り扱った<sup>(2)</sup>。

本稿では、ショーミットのカトリシズムの思想的考察は行なわず、ショーミットが具体的なワイヤーの政治情況の中で、組織政治的カトリシズムを代表して、た中央党といかなる関係を有して、たかを明らかにするにあら。ショーミットのベルサイユ体制やワイヤー憲法体制に対する態度は、中央党の政治路線と一致して、いたのであらうか、それとも対立して、いたであらうか。この問題に答へるにはとりもだねやが、ショーミットの政治的立場を確定することである。というのも中央党は公式には内に対しワイヤー憲法に対する忠誠を、外に対しベルサイユ条約の「履行政策」の支持を表明して、いたからである。ショーミットは中央党の路線の比較によつて、ショーミットのベルサイユ体制とワイヤー憲法体制に対する態度が一層鮮明なものとなるであらう。

## 註

- (1) 例へば Complexio Oppitorum über Carl Schmitt, Hrsg. von Helmut Quaritsch, 1988. は掲載された  
Michele Nicoletti, "Die Ursprünge von Carl Schmitts politischer Theologie" および Günter Maschke, "Zweideutig-

keit der Entscheidung—Thomas Hobbes und Juan Donoso Cortés im Werk Carl Schmitts”や、J. W. ベンダースキー著『カール・シュミット論—再検討への試み』(宮本・古賀・川合訳、御茶の水書房、一九八四年)などを参考のこと。

(2) 抽書「初期シュミットの政治思想—カトリック思想家としてのJ.・シュミット」(『政治経済史学』、一九八六年五月)と「カール・シュミットとドノソ・コルテス(Ⅰ)(Ⅱ)—シュミットのドノソ・コルテス体験」(『聖隸学園聖泉短期大学、人文・社会科学論集』一九八八年二月と一九八九年三月)を参考のこと。

(3) 中央党を政治的カトリシズムで代表させることには異議を唱えられるかもしれない。というのもワイマール期においては政治的カトリシズムが分散化傾向にあり、中央党がカトリシズムのただ一つの政治勢力ではなかつたからである。例えばマルティン・シュペーンをはじめとする一部のカトリック知識人・聖職者達が中央党を離脱して国家人民党に移り、後者の中でカトリック・グループを形成するに至つた。また事実上の中央党の党機関であったカトリック教徒会議は、共和制に対する中央党への姿勢を不満として右翼化への傾向を示し、二六年にはほぼ完全に中央党から離脱した。また古い世代の中央党指導者とヴィントホルスト同盟のような活動的なカトリック青年との間も疎遠になつた。しかしこうした分散化傾向にもかかわらず、中央党はワイマール期を通じて主要な政党であり続けたし、安定した議席を確保し続けた。

## 第一章 保守的カトリシズム

### 第一節 シュミットと保守的カトリック

カトリシズムを保守的カトリシズムと自由主義的カトリシズムとに大別するならば、シュミットが保守的カトリシズムに属することは明白である。というのも彼は、一九世紀における反革命のカトリック教徒であるドノソ・コルテスに刮目し、彼の思想を高く評価して止まなかつたからである。彼は一連のドノソ論を発表し、討論に対し決断を

強調し、自由主義・議会主義批判を遂行し、独裁論を構築するドノソの試みに共感を示した。ボン大学の教会史家であつたヴィルヘルム・ノイス (Wilhelm NeuB) はドノソとシュミットとの関係を次の様に書き記した。

「シュミットは、ボン大学に招聘された時、ドノソ・コルテスの研究や第一次大戦後の経験によって、すでに強力な国家的権威の信奉者となっていた。有名なスペインの国家哲学者であるドノソ・コルテスは、政治的自由主義から保守的傾向を経て、独裁の唱道者となつた。…シュミットは一九一八年後の情況を警告のしとして理解し、近代ヨーロッパの情況においてもただ強力な国家的権威のみが人民の救いや福祉を保障しうると考えたのである。<sup>(1)</sup>」

ちなみにG・マシュケは、シュミットがド・メストル、ド・ボナール、ドノソ・コルテスといった一九世紀の反革命的政治神学者のみならず、ピウス九世の「誤謬表」(一八六四年)に見られる反自由主義や反個人主義の影響を受けていると指摘している。<sup>(2)</sup>

更にシュミットは約一世紀以前のフランスの保守的カトリシズムのみならず、同時代のフランスにおける保守的なカトリック運動にも多大な関心を寄せていた。それはシャルル・モラスに率いられる「アクション・フランセ」の運動であった。シュミットはボン時代「アクション・フランセ」の雑誌を定期的に耽読しており、「アクション・フランセ」の近代文明批判、反自由主義、反議会主義に注目していた。シュミットにとって「アクション・フランセ」の運動は、カトリシズム、権威主義そしてナショナリズムが両立可能であることを示すものであつた。シュミット自身は「アクション・フランセ」やその頭目のシャルル・モラスに関しては一冊の著作も著さなかつたものの、熱烈なカトリック教徒でシュミットの信奉者であつたヴァルデマール・ギュリアンは、『フランス・カトリシズムの政治的・社会的理念一七八九—一九一四年』(一九一九年)と『フランスにおける統合的ナショナリズム』(一九三一年)で

「アクション・フランセ」を好意的に取り扱つた。ギュリアンが「アクション・フランセ」の研究に着手した背景には、シュミットの多大な学問的影響力があつたことは明白であろう。<sup>(4)</sup><sup>(5)</sup>

## 第二節 シュミットと中央党

ドノソ・コルテスやシャルル・モラスに多大な関心を寄せるこのようなシュミットの保守的カトリシズムの立場は、実際のワイマール共和国の中ではどのように具体的に展開されていったのだろうか。彼はワイマール共和国に対してもどういった態度を探つたのだろうか。また彼は中央党とどのような関係を持っていたであろうか。

この点に関して、ボンの中央党地方支部の議長で弁護士でもあるヨハネス・ヘンリーがプロイセンのライト議会の中央党会派の議長であるヨーゼフ・ヘス博士に宛てた一九二七年五月二一日付の書簡は示唆的である。それによればシュミットは政治的には中央党の右派に近い立場として描かれている。

「シュミット氏は公然と自分を中央党の人間と称しており、私達のアカデミー大会でも講演しました。彼は彼の同僚からも疑いなく中央党寄りの人間とみなされています。：彼は彼の様々な著作からも明らかのように中央党右派に属しています。国家形態に対するシュミットの立場に関して、私は信頼すべき情報を持つていません。：私は確実性を期するためにあなたがたがよく知っている大学教授のノイス博士と話しました。彼はシュミットと親交を有しています。彼はシュミットが彼の信念からして確信的な共和国支持者であつて、決して君主主義者ではないと主張しています。」<sup>(6)</sup>

シュミットは中央党の党員にはならなかつたし、ローマの命令にも拘束されることはなかつた。しかし上記の書簡

にも明らかな様にシュミットと中央党との間には一定の関係が存在したことも事実である。中央党は一九二〇年代に中央党主催の会議にシュミットをしばしば講演者として招待していた。更にはシュミットが一九二〇年代に執筆した論文の半分近くはカトリック系の雑誌や新聞、特に『高地』や『ケルン国民新聞』ないし『ゲルマニア』（中央党の準機関誌）に掲載されたのである。

上述した書簡に示されている様に、シュミットは決して君主主義者ではなかった。彼は君主制的正統制が過去の遺物にすぎなくなつたことははつきり認識していたし、決して君主制を復活させようとはしなかつた。その意味で彼は共和国支持者であった。しかし彼は君主制への復帰を考えなかつたものの、ワイマール憲法の枠組の中で強力な国家を樹立しようとした権威主義者であった。それ故彼はワイマール憲法第四八条に規定された大統領の非常大権を終始一貫して強調して止まなかつたのである。こうした傾向の故にシュミットは中央党右派に近い人物と見なされたのであろう。

ところでワイマール期中央党は右派と左派、そして中道派に分かれていた。左派を代表するのは共和国の熱烈な支持者でワイマール連合（社会民主党と中央党と民主党との連合）支持者のヴィルトであり、右派を代表するのは大統領内閣や右翼連合を目指したブリューニングやカースであった。そして中道派を代表するのは、大統領候補ともなり、四度内閣の首相となつたマルクスであった。中央党はエルツベルガーやヴィルトの活躍に見られるように当初左派が優勢であったが、マルクスが一九二三年党首になるにつれて中道派が盛んになり、一九二八年カースが党首となると右派が実権を握り、権威主義を目指した。このように中央党は左派の優勢からしだいに右転回するようになつた。

右派と左派との仲介役となつていた中道派の代表者マルクスは、憲法政党としての中央党の特質を次の様に述べて

いる。

「私達は君主主義的政党でもなければ、共和国政党でもない。しかし共和国が憲法の中に根拠づけられていくので、私達は共和国を支持する。…そしてそれは近い将来変わらそうにもない。<sup>(7)</sup>」

憲法政党の概念は中央党の合法的権威に対する忠誠を如実に示すものである。中央党政治家や中央党の新聞は、中央党内外のカトリック教徒に、少なくとも既成の体制と妥協し、あらゆる暴力的な変革から遠ざかるよう宣言したのである。中央党は右と左の対立を内に持ちながらも、憲法政党としてワイマール期を通じて共和国政党として主要な役割を果し続けたのである。

こうした中央党の動向を念頭に置きながら、次章ではベルサイユ体制、第三章ではワイマール憲法体制を中心にして、ショミットと中央党の立場の共通点と相違点を明かにすることにしよう。私達は、ショミットのベルサイユ体制批判の中に彼のナショナリズムの発露を、またワイマール憲法体制の診断の中に彼の権威主義的傾向を看取することができる。カトリシズムとナショナリズムと権威主義こそショミットの政治思想の特質を形造るものである。<sup>(8)</sup>

## 註

(1) Piet Tommisen, "Baustein zu einer wissenschaftlichen Biographie (Periode 1888–1933)" in:

Complexio Oppitorum, S. 92.

(2) Günter Maschke, "Drei Motiven in Anti-Liberalismus Carl Schmitts" in: Carl Schmitt und die Liberalismuskritik, Hrsg. Klaus Hansen / Hans Lietzmann, 1988, S. 56.

- (3) クヴァリッチャリゼ、「トクシマ・トゥハヤ」よりも「トクシマ・トゥハヤ」がカトリックが矛盾しないことを教へられたんだがトコロ。 Helmut Quaritsch, Positionen und Begriffe Carl Schmitts, 1989, S. 61. ハルツィヒは「トクシマ・トゥハヤ」の難題を大半の困難や課題の対象とした。 Ebenda, S. 61.
- (4) Waldemar Gurian, Die politischen und sozialen Ideen des französischen Katholizismus 1789—1919. 作者。 Der Integrale Nationalismus in Frankreich, 1931 を参照する。
- (5) ハルトマン『トゥハベ・カトリックの政治史・社会思想史』の序文において、「一九一四年から一九一九年までの反動的新潮（ハルツィヒ）との戦争での新潮は、精神の自我観の形成に寄与した」と指摘する。 W. Gurian, Die politischen und sozialen Ideen des französischen Katholizismus 1789—1919, Vorwort VIII.
- (6) Helmut Quaritsch, Positionen und Begriffe Carl Schmitts, S. 75.
- (7) Heinrich Lutz, Demokratie in Zwielicht, 1963, S. 107. ルツィヒは、右翼的・反議会主義的な右派と、民主主義的な左翼の連邦共和国主義の左派との対立を認めていた。それは一九一五年のカッセルの党大会において先鋒派と見做された。 S. 108.
- (8) Helmut Quaritsch, Positionen und Begriffe Carl Schmitts. ハルツィヒの精神の由来トクシマ・トゥハヤの政治理想の基本的特性をカトリック、ヒタホシズム（国家主義）・ナショナリズムに求めている。

## 概1章 ナショナリズム

### 第一節 ハルツィヒ・トルツルサイヒ体制

ハルツィヒは第一次大戦の真口、H・トゥハヤ、E・トルツルチ、M・ハルツルのよつて、「一七八九年の理念」は「一九一四年の理念」を対置する。 ハルツィヒのナショナリズムを煽り立てさせたのが彼だ。 彼はナショナリズム

が荒れ狂う第一次大戦中、カトリシズムの普遍主義的立場を保持し続けたのである。シュミットがナショナリストとしての相貌を示し始めるのはワイマール共和国になって後のことである。<sup>(1)</sup> 彼はM・ウェーバーなどの知識人と同様ベルサイユ条約に対して憤激を露にし、ベルサイユ体制批判を終始一貫して攻撃することとなる。

ここでシュミットのベルサイユ体制に対する批判に触れる前にベルサイユ条約の主要な内容を六点において列挙しておることにする。

第一にベルサイユ条約の第二三一条に規定されたドイツの戦争責任に関する規定が挙げられる。この条項は法的責任のみならず、道徳的責任をも含むものであり、シュミットにとってとうてい受け入れられるものではなかつた。

第二点は、ドイツの戦争責任を前提として決定されたドイツに対する多額の賠償規定である。これはドーズ案やヤング案といった形で具体化されていったが、それは敗戦国ドイツに測りしれない重荷を負わせることとなつた。ドイツが賠償不履行の場合、連合国はドイツに対する制裁権を発動することができた。

第三点は第四二条に規定されたラインラントの非武装化である。つまりライン左岸地帯と右岸の五〇キロ幅地帯とを非武装地帯にするという構想である。連合軍のラインラント占領軍は、五年ごとに段階的に撤退するものとされたが、それはドイツが講和条約で定めた諸義務を履行することを条件にしてであった。またケルン市やマインツ市のようないくつかの橋頭堡は一五年間連合軍が占領することとされた。シュミットは一九二二年から一八八年までボン大学で教鞭を執っていたという事情も手伝つて、ラインラント問題に深くかかわるようになり、ラインラントの非武装化を批判する諸論文を発表した。

第四にベルサイユ条約第一五九～一二三条に規定されたドイツの武装解除が挙げられる。ここで国民兵役義務制が

廃止され、ドイツ陸軍は一〇万人に縮少された。更に戦闘用の飛行機の製造が禁止され、ドイツの武装解除の履行状態を監視する監視委員会が設立された。そしてこの監視委員会には第二十五条によつて調査権が付与された。

第五点はドイツの領土喪失と植民地喪失である。エルザス・ロートリンゲンはフランスに、シユレスウイヒ・ホルスタインはデンマークに割譲され、ポーランドは独立し、ザール、上シユレジエンといった地域は、住民投票に委ねられた。またドイツのかつての植民地は国際連盟の委任統治領とされたが、当然のことながらドイツは委任統治領の配分から除外された。ちなみにシユミットはエルザス・ロートリンゲンの割譲によつて、一九一八年一一月シュトラースブルク大学での講師職を失つていた。

第六点は、世界平和を保障するための国際連盟の設立であり、第一〇条で国際連盟の加盟諸国は相互に独立と領土不可侵が保証されるべきであると謳われた。ドイツが加盟を認められたのは一九二五年になつてからであつた。

ベルサイユ条約に劣らずシユミットのナショナリズムをいやがうえにも搔き立てたのは、一九二三年一月のフランス軍とベルギー軍のルール占領であつた。フランスとベルギーはドイツの賠償支払の不履行に対する制裁措置としてルール地帯に進駐し、工業施設を占領して、石炭・木材その他の物資の提供を命じ、租税、公共の金庫、私企業の労働賃金を差し押えた。シユミットはこの時ボン大学の教授であつたため、この事件を極めて身近に体験し、憤激した。以上の様な苛酷なベルサイユ体制下で、シユミットはこの体制がドイツを徹底的に弱体化することを狙つたものであることを白日の下に晒すと同時に、その支配の方法が露骨な軍事的・政治的抑圧ではなく、巧妙に仕組まれた間接的な支配であることを暴露し、ベルサイユ体制や国際連盟の「幻想破壊」を企てたのである。

本稿ではシユミットの四つの論文を中心としながら、彼のベルサイユ体制批判を概観することにしよう。

シュミットは一九一五年「国際政治の対象としてのラインラント」を著したが、この論文はライン地方の中央党支部に賞賛され、総書記ウイルヘルム・フライマッハーはこのテキストを英語に翻訳させたほどであった。<sup>(2)</sup>

シュミットは本論文の中で、領土を併合する古い政治的支配の方法と、名目上は独立した国家として承認しながら、種々な間接的方法で干渉する新しい政治支配の方法とを区別した。シュミットによればまさに第一次大戦後のドイツは、賠償、制裁、調査権などによって、独立国家でありながら絶えず外国の干渉に晒されている国家であった。ドイツは巨額な賠償金を支払わなければならぬので、経済的に外国に対して服従する。そして賠償不履行の故にルール地方が占領された事件が典型的に示している様に、制裁権の発動によってドイツは絶えず政治的支配の危険性に晒され、ドイツの主権は全く無視されてしまうことになる。その上ルール地方はドイツの重工業の中心地帯があるので、ルール占領はドイツを経済的に麻痺させ、間接的にドイツ全土の安全と秩序を脅かすに至つたのである。シュミットはこのように弱体化したドイツの状態に関して次の様に述べている。

「独立、自由、自己決定そして主権といった言葉はその古い意味を失ってしまった。統制された国家の政治権力は、多かれ少なかれ堀り崩されている。それは決定的な闘争事例において政治的な運命を自ら決定する可能性を有していない。それは経済的な富を自由に処理しえない。外国の干渉権がただ例外的にしか行使されないことが問題なのでない。決定的な事は、支配され統制された国家が自らの政治行動の基準を自己自身の実存ではなく、他国の利害と決断の中に見い出すことである。外国人は自らの政治的利害になると考えると、安全と秩序、自國の利害と私有財産の保護、そして国際条約の遵守の名目の下に入れる。<sup>(3)</sup>」

シュミットによればドイツ国家の主権のこうした制限は、ベルサイユ条約に由来するものであった。この条約に定

められた調査権、干渉権そして制裁権の発動に必要な構成要件は連合国のみに一方的に解釈され、ドイツの政治的実存は決定的に弱体化されてしまうことになる。

シュミットのベルサイユ体制打破の立場は同年カトリック系雑誌の『高地』誌に掲載された「現状維持と平和」という論文に一層如実に示されている。シュミットはここで「現状維持」という言葉の持つてゐる政治的機能に触れている。ドイツにとって「現状維持」とはいかなる意味を有したであろうか。ドイツにとって「現状維持」とは、ラングの非武装化、賠償義務、国際連盟の調査権、武装解除、ライヒ銀行や国有鉄道の外国によるコントロールといった一連の規定に見られる様にドイツの国家権威の弱体化を意味した。したがつてドイツは「現状維持」を打破しようと努力するのに対して、ドイツの弱体化をもくろむフランスは「現状維持」にしがみつくなる。シュミットはフランスの「現状維持」に対する執着に関して次の様に述べている。

「フランスの現状維持への関心は、ベルサイユ条約がフランスと連合軍に留保している権利を放棄しないことであった。この条約は言葉の特殊な意味において干渉条約であり、意図的に不明瞭な概念を援用して政治的・軍事的に優越した条約締結者に持続的な干渉を与えるという本質的な特徴を持っている。制裁権はこの干渉体系の一適用事例にすぎない。<sup>(4)</sup>」

一言で言うなら「現状維持」とは、「武装解除された六〇〇万人に対する武装した四〇〇万人の軍事的・政治的優越を保持すること」<sup>(5)</sup>に他ならなかつた。このように「現状維持」—ベルサイユ体制の存続—は、フランスにとって、戦争の勝利によって獲得した政治的状態を正統化し、敗北した敵を徹底的に政治的に搾取することを意味していたのである。

シュミットは急激な政治的変遷の時代にあって「現状維持」に固執することは返って政治的不安定を惹起させると考えた。彼は言う。

「事実上存在する状態は、異常かつ不安定なので、安定を求める願いが日増しに強くなっている。しかし今日の状態を安定化させることは、まさにこの不十分で不安定な状態を安定化させることを意味する。現存の状態を人為的に永続化し合法化することの結果は、安定や平和ではなく、新しい闘争や対立の先鋭化、不安定な状態の永続化に他ならない。」

かくしてシュミットは、「政治的に強力な者が政治的に弱体な者から生命のみならず、権利や名譽までをも剥奪してしまう」<sup>(7)</sup>ベルサイユ体制を打破し、戦争と平和の中間状態に終止符を打つべきことを主張する。

シュミットのベルサイユ体制に対する批判は、当然の事ながらベルサイユ体制と密接不可分な国際連盟に対する批判へと連動する。

シュミットはボン大学で講演した「国際連盟とヨーロッパ」を一九二八年一月『高地』誌に掲載した。シュミットの理解によれば、国際連盟は、ベルサイユ体制と同様、連合国の勝利の成果を神聖化し、「現状維持」を保障する機能を果した。国際連盟は戦勝国と敗戦国、武装国家と武装解除された国家、統制の対象となる国家とならない国家、被占領国家と自由な国家、制裁の威嚇を受ける国家とその安全保障を享受する国家の不平等を廃止しなかつたのである。したがつて国際連盟は戦勝国の政治的道具に他ならないといえる。シュミットは言う。

「国際連盟はこうしてある国家群と闘争する別の国家群の政治的道具と化し、ベルサイユ体制の現状維持の組織、戦利品を正当化する組織となる。真の普遍性を云々しうるためにはそれが個々の国家や国家集団の政治的エゴイズム

ムを超えて、外交辞令や儀式用発言ではなく、実質において勝者と敗者の区別を除去し、敗者が正当に処遇され、エゴイズムを超えて、外交辞令や儀式用発言でなく、実質において勝者と敗者の区別を除去し、敗者が正当に処遇されていると感じうるようなものでなければならぬ。ヨーロッパ諸国との現状は、この眞の普遍性から遠く隔つてゐる。<sup>(8)</sup>

シュミットは一九二六年ドイツが国際連盟に加入したことに対する批判的であった。というのも形式的には国際連盟の一員となり、しかも常任理事国となつたものの、武装解除され、統制され、賠償支払義務を負わせられたドイツの立場には変化がなかつたからである。国際連盟の規約によれば、自由に自らを統治する国家のみが国際連盟の一員となりうるので、シュミットにとってこの状態は異常としか思えなかつた。<sup>(9)</sup>

最後に検討する論文は、シュミットが一九二七年『社会科学と社会政策雑誌』に寄稿した「政治的なものの概念」（第一版）である。この論文の一部は一九二八年四月二一日の中央党の準機関誌『ゲルマニア』誌に掲載された。ここで看過していけないことは、シュミットの政治的なものの概念の形成が、ベルサイユ体制や国際連盟批判との関連でなされていることである。<sup>(10)</sup> H・ホフマンは炯眼にも、シュミットの政治的なものの概念が、「国際法的・法治国家的に現状維持を合法化することに反対し、勝者が永遠に正しく、敗者が永遠に不正であるということを阻止するための政治的形成を目指している」と述べている。<sup>(11)</sup>

シュミットは、友・敵の和解しがたい対立を意味する政治的なものに、ベルサイユ条約のイデオロギー構造が一致していると考えた。というのも一方においてドイツは、ベルサイユ条約の第一三一条の戦争犯罪条項に見られるように道徳的に非難されると同時に、他方において賠償という経済的手段によって政治的弱体化の対象とされたからである。

「ベルサイユ条約のイデオロギー的構造は、倫理的情熱と経済的計算とのこの両極性に正確に対応する。第一三一条でドイツはあるゆる戦争による損害と損失についてのドイツの責任を承認するよう強制されており、それによって法的価値判断と道徳的価値判断の基礎がつくられている。『併合』という政治的な概念は避けられている。エルザス・ロートリンゲンの割譲は、『還付』、したがって不法の回復である。ポーランドとデンマーク領域の割譲は、民族主義原則という理想的要請に仕えるものである。植民地の剥奪は、第二二条で無私の人道主義の賜物とすら宣言されている。こうした理想主義の経済的な反対の極を形造るのが賠償、すなわち敗者に対する継続的で無制限な経済的搾取である。<sup>(12)</sup>」

ドイツの道徳的な戦争責任を主張する議論には、連合国が人類の名の下に正戦を遂行したという戦争観が横たわっている。シュミットはドイツの戦争責任を否定するためにこのような戦争観を否定し、「正義が戦争概念に不可欠なものではないことがグロチウス以来一般に認められている」と論じた。<sup>(13)</sup> 彼によれば戦争は、規範的な意味ではなく、実存的意味を有しており、「人間が相互に殺戮することを正当化しうるような合理的目的、正当な規範、理念的な綱領、正統性そして合法性は存在しない」のであり、「倫理的・法学的規範によつては戦争は根拠づけられない」。<sup>(14)</sup> 彼にとって戦争が根拠づけられるのは、ただ自らの存在様式や政治的独立を外敵から防御するためだけである。シュミットにとって敵とは自国の存在様式や政治的独立を脅かす勢力に他ならなかつた。

シュミットが『政治的なものの概念』の中で強調した重要なテーマの一つは、ヘーゲルが『ドイツ憲法論』の中で指摘したと同じ真理、つまりドイツは国家ではないということであった。というのもシュミットによれば、政治的統一体としての国家の概念には交戦権が不可欠であるが、ドイツは武装解除された国家であった。また国家は戦争とい

う例外状態においては自国民に戦闘行為を命じる権利を有しているが、ドイツには国民の兵役義務が禁じられていた。なかんづくシュミットによれば政治統一体としての国家の本質は友と敵を区別することにあったが、当時のドイツはベルサイユ条約に拘束されて、自ら敵を決断し、その敵に対し、自国の政治的自由と独立を守る能力を喪失し、政治的独立と主権の侵害にいかなる有効な決断をも下しえなかつたのである。ベルサイユ条約に従えば、戦後のベルサイユ体制の変更を企てるものが敵として規定されることになる。詰る所「国家性」を喪失したドイツ国家が再び政治的独立と交戦権を奪還するためには、ベルサイユ体制の打破しか残された道は存在しなかつたといえよう。

シュミットは一九二〇年代ドイツに存在した楽観主義的な平和主義を痛烈に批判した。彼は誤った平和主義が国家の弱体化ないし崩壊をもたらす危険性を鋭く指摘したのである。

「個々の国民が全世界に交友宣言を行なうことによって、また自発的に武装解除することによって、友と敵の区別を除去しようと信じることは誤りであろう。…国民が政治的な領域に留まる力ないし意思を失うとしても、政治的なものは世界から消え去るわけではない。消滅するのはただ弱体な国民だけである。<sup>(15)</sup>」

以上、「国際政治の対象としてのラインラント」（一九二五年）、「現状維持と平和」（一九二五年）、「国際連盟とヨーロッパ」（一九二八年）、「政治的なものの概念」（一九二七年）を中心にして、戦勝国によるドイツの政治的支配のからくりを解剖し、ベルサイユ体制の打破とドイツの政治的独立の回復を目指したシュミットの理論を跡づけた。こうしたシュミットの思想的営みがカトリック教徒や中央党に少なからず影響を及ぼしたであろうことは想像に難くない。「現状維持と平和」と「国際連盟とヨーロッパ」がカトリック系雑誌の『高地』誌に、また「政治的なものの概念」の一部が『ゲルマニア』に掲載され、「国際政治の対象としてのラインラント」がライン地方の中央党支部に賞賛さ

れた事実はそのことを裏書きしているように思われる。それでは中央党はベルサイユ体制に対していかなる態度を示したであろうか。そしてその態度はシュミットの立場といかなる点において共通し、また相違するのか。次節ではこの問題を取り扱うことにする。

## 第二節 中央党とベルサイユ体制

第一次大戦中の平和決議の提唱者であり、コンピエーヌの休戦条約の調印者であった中央党の指導者エルツベルガーは、一九一九年ドイツ議会におけるベルサイユ条約の批准にも決定的な役割を果した。この時ベルサイユ条約の受諾を支持したのが社会民主党と中央党であった。それ以来中央党の指導者は右翼のナショナリスト達が一一月の犯罪人と祖国の裏切りについて作成したブラック・リストの最上位にランクされた。<sup>(16)</sup> そして一九二一年八月、エルツベルガーは右翼の凶弾に倒れたのである。

しかし中央党はベルサイユ条約を仕方なく受け入れたものの、ドイツに課せられた苛酷な条件に対する中央党の指導者の憤激は相当なものであり、それは続く賠償問題や占領問題の過程でますます深刻なものになつていった。こうした憤激は一九二二年のミュンヘンで開催されたカトリック大会で余すことなく露吐されるに至つた。そこにはカトリシズムの層の中にも浸透しているナショナリズムの発露があつた。例えば当時のケルン市長アデナウアーは次のように激烈にベルサイユ条約を批判した。

「私達は以前ドイツの祖国に忠実であつた。今日のドイツが危機と苦難の真只中にある時、私達は愛と信頼を持つてドイツに奉仕する。たとえ私達が圧迫され、卑められるとしても、私達は国民的連帯や国民的統一を犠牲にする

ことはしない。ドイツ民族は消耗させられ、打ち倒された。崩壊したドイツ民族から罪責の告白が強要された。ヨーロッパの中世史や近代史においてベルサイユ条約ほどあらゆる人間的・キリスト教的原理を侮辱するものは存在しない。<sup>(17)</sup>

ここにはベルサイユ条約が正義に反することに対する憤激と祖国愛が結びついている。

またこの大会でバイエルンの枢機卿ファウルハーバーは、国際連盟を以下の様に批判した。

「今日の国際連盟はドイツ民族の経済を窒息させるためのわなである。それは世界平和の支柱ではなく、新しい世界戦争をもたらす可燃物であり、大資本主義の鉄火場である。」<sup>(18)</sup>

カトリック教徒間におけるこのようなナショナリズムの高揚は、一九二三年一月フランス軍とベルギー軍が賠償義務不履行を理由にルール地方に進攻した事件において頂点に達した。中央党はこの進攻に激しく抗議し、時のクーノー内閣の「消極的抵抗」を支持した。時の中央党党首マルクスは、この抵抗を「世界史上類いまれない偉大な倫理的行為」とさえ呼んだのである。<sup>(19)</sup>

しかしこうしたナショナリズムへの心酔にもかかわらず、歴代の中央党の指導者達は、基本的にベルサイユ条約義務の「履行政策」(Erfüllung Politik)を放棄しようとはしなかった。彼らは「履行政策」を推進することで、ドイツの国際的地位の改善を実現しようと試みたのである。この点においてルツィは次の様に述べている。

「中央党の指導者達は、この暗黒の時代における内外政治の困難な決断に際して、一方における条約の義務の履行と、他方におけるドイツの自己保存と再建との間で可能な、キリスト教的に責任ある道を発見しようと試みたのである。」<sup>(20)</sup>

中央党のヴィルト内閣（一九二一年五月～一九二二年一月）は、「ドイツ統一の維持、国民的自由の回復、ライントラントのライヒへの帰属の保障」を目的とし、「履行政策」を実践しようとしたが、結局賠償支払いを完遂するめどがたたず、次のクーノー内閣の時にフランス軍のルール占領という事態を引き起した。また中央党は、シュトレーゼマンが外相を務めていたマルクス内閣とルター内閣の間（一九二三年～一九二八年）、シュトレーゼマンの「履行政策」を全面的に支持した。一九二四年の夏ドイツが受諾したドーザ案は彼の「履行政策」の一環をなすものであった。このドーザ案は、ドイツに八億マルクの借款を与えてドイツが経済の復興を図りながら、ドイツが最初の年度に十億マルク、そして次第に額をふやして五年目の一九二八～九年年度までは二五億マルクを支払うものとし、六年目以降は実情に応じて更にその額を定めるというものであった。しかし借款の担保として、ライヒ銀行と国有鉄道が国際管理の下に置かれた。このドーザ案交渉の過程において、ドイツ政府はフランス軍のルール占領によってもたらされたルール地方のドイツからの經濟的・財政的分離を廃止することに成功し、またフランスにルール徹兵の協定を認めさせたのである。これは「履行政策」の成果であった。しかし国家人民党はドーザ案を「第二のベルサイユ」として攻撃した。シュミットもまた、ライヒ銀行や国有鉄道の外国によるコントロールをドイツ国家の主権の侵害とみなした。彼はこのドーザ案によって、「統制と外国のスペインの全体体系」がドイツにおいて創設されたと述べたのである。<sup>(21)</sup> ベルサイユ条約の「現状維持」を一層強化したのが一九二五年一〇月に締結されたロカルノ条約であった。この条約では、ドイツがベルサイユ条約でフランスとベルギーに割譲した領土の回復を考えないこと、ラインラントの非武装化の保障、及び将来の紛争は仲裁裁判所によって解決さるべきことが決定された。そしてその見返りとしてフランス軍のラインラントからの撤退が約束され、ドイツの非武装を監視する連合国共同軍事委員会の廃止が提案された。

そして一九二六年になるとラインラント北部の占領軍の撤退、ドイツ民間航空の復活、飛行機建造の自由が達成され、ドイツは九月国際連盟に参加し、常任理事国となつた。

このようにシュトレーゼマン外交の「履行政策」はドイツの国際的地位の改善に多大な寄与をなし、中央党もこの「履行政策」を全面的に支持した。しかしシュミットは、ロカルノ条約にも、国際連盟の加入にも反対であった。といふのもそれらはベルサイユ体制の現状維持を変更するものではないどころか、かえって固定化し、ドイツの弱体化を恒常化するものに他ならなかつたからである。彼は、ロカルノ条約や国際連盟の加入によつてドイツは「諸列強と形式上平等となるが、これは実質の不平等、ライン地域の一方的非武装という啞然とせざるをえないような不平等を欺くもの」と異議を唱えた。<sup>(22)</sup>

同様にシュミットは、一九二八年八月、パリで調印されたケロッグ・ブリアン不戦条約にも批判的であつた。この条約は、国策の手段としての戦争を放棄したものの、自衛のための戦争や正義遂行のための国際戦争までをも禁止したものではなかつた。シュミットは現代の帝国主義が正戦を振りかざして国際戦争の名目で遂行されること、また侵略戦争が防衛を口実に行なわれることを指摘し、不戦条約が「戦争や友・敵の区別を廃止することができない」と批判の俎上に載せた。

以上概観してきた様に、中央党の指導的な政治家達が「履行政策」を実行することによってドイツの主権の回復と国際的地位の改善を目指したのに対し、シュミットはそのような「履行政策」を批判し、ベルサイユ体制そのものの打破を訴えた。シュミットのベルサイユ体制批判や国際連盟批判がカトリックの右派に影響を及ぼし、ベルサイユ体制や「履行政策」に対する不信感を増幅させたことは事実であろう。しかしそれは所詮中央党の公式の外交路線と

せ異なつてゐたのであら。ハーマンは「ベルサイユ体制批判」に関しては、中央党よりも国家人民黨の立場に近かつたといふ。ハーマンは「ドイツの国際的地位の改善」を支持する勢力を次のように揶揄した。  
「無防備の被統制國、賠償義務國」で、最大限武装し統制力行使し、賠償請求権を有する敵国との法的平等とは、いつのまゝと蛙との契約の平等に他ならぬ。その契約は両者に平等に喰いたいものを喰つ權利を与えるもので、何よりかの蛙はそれを偉大な進歩だと讃美したのであつた。<sup>(23)</sup>

## 註

(1) ハーマンの敗戦せんりの心の衝撃を述べてゐる。彼は一九二八年での親しい人々との会話の中で次の様に述べてゐる。「一九一八年の戦争の終わり頃、私は友人のゲオルグ・アレキサンダー・クラウスのむすなしの良い家にやつて来た。マイヤーの崩壊の畠田は私にとって最も最も深い絶望とおどろきもなしに意氣消沈の時であつた。私は絶望の壁は彼の家で真の避難所と眞の救いを見いだした。私のことに対する感謝の言葉を述べた。」 Helmut Quaritsch, Positionen und Begriffe Carl Schmitts, S. 58.

(2) Helmut Quaritsch, Positionen und Begriffe Carl Schmitts, S. 74. ハーマンの翻訳は、「一九一九年の『日露戦争』とドミット」と書かれている。

(3) C. Schmitt, "Die Rheinlande als Objekt internationaler Politik", 1925 in: Positionen und Begriffe im Kampf mit Weimar—Genf—Versailles 1923—1939, S. 30—31.

(4) C. Schmitt, "Der Status Quo und der Friede" in: Positionen und Begriffe, S. 38.

(5) Ebenda., S. 39.

(6) Ebenda., S. 41.

- (～) Ebenda., S. 42.
- (∞) C. Schmitt, "Der Völkerbund und Europa" 1928, in: Positionen und Begriffe, S. 94—5.
- (∞) C. Schmitt, Das politische Problem der Friedenssicherung, 1934. Aufl, II, S. 32.
- (10) 『帝國の國體』紙に該文が載り既に(1911年)から帝國の國體は本邦の國體であると主張するCarl Schmitt, S. 34—35 より既に「この國體は國體を定めたたゞくべき事はハシマリト」Günter Maschke, "Die Zweideutigkeit der Entscheidung—Thomas Hobbes und Juan Donoso Cortés im Werk Carl Schmitts in: Complexio Oppitorum, S. 215—216 より既に。
- (11) Hasso Hofmann, Legitimität gegen Legalität, 1964, S. 109
- (12) C. Schmitt, "Der Begriff des Politischen" in: Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik Bd. 58, 1927, S. 30
- (13) C. Schmitt, "Der Begriff des Politischen" in Positionen und Begriffe, S. 71:
- (14) Ebenda., S. 71.
- (15) Ebenda., S. 71.
- (16) Heinrich Lutz, Demokratie im Zwielicht, S. 75.
- (17) Ebenda., S. 97.
- (18) Ebenda., S. 98.
- (19) Rudolf Morsey, Die deutsche Zentrumsparthei, 1917—1923, 1966, S. 508.
- (20) Heinrich Lutz, Demokratie im Zwielicht—Der Weg der deutschen Katholiken aus dem Kaiserreich in der Republik, S. 81. その上へ向かう母國は「ヨーロッパの帝國の國體を定めたたゞく」有能者である

「マーティン・ルターの接吻の話も支持した」 と題して S. Neumann, Die Parteien der Weimarer Republik, 1965, S. 47.

(21) C. Schmitt, Das politische Problem der Friedenssicherung, 1934, S. 35.

(22) C. Schmitt, "Völkerrechtliche Problem im Rheingebiet, 1928 in: Positionen und Begriffe, S. 105.

(23) Ebenda., S. 105. 翻訳「ライン地域の国際法的諸問題」 (『現代帝国主義論』 11) (貢福社出版)

### 第三章 権威主義

#### 第一節 ハッカム・ハイマー憲法体制

ハッカムのゲルサイユ体制批判は、当然の事ながら彼のワイヤー憲法体制批判を呼び起した。ところのむ、外におけるワイヤー体制を打破するためには、内における強力な統治体制を整備する必要があったからである。しかし成立した合法的権威を重んじる憲法学習として、ハッカムはワイヤー憲法をトータルに否定するのではなく、ワイヤー憲法における権威主義的要素を前面に押し出した。つまり彼は、ワイヤー憲法の一方の柱である議会主義を批判し、他方の柱である大統領制を擁護する」とに全精力を費した。ハッカムの自由主義や議会主義批判は特に若いカトリック教徒に多大な影響を及ぼし、ワイヤー体制に対する不信を助長<sup>(1)</sup>させた。実際ワイヤー期における議会主義批判の起爆剤となつた『議会主義の精神史的地位』第1版の序文「議会主義と現代の大衆民主主義との対立」は、一九一六年『高地』誌に掲載されだし、自由主義批判の書『政治的なものの概念』はその一部が『ゲルマニア』誌に一九一八年掲載された。

シュミットにとって議会制が党派的対立の縮図となり、政治的統合を達成しえない以上、人民によつて選出され、

第四八条に規定された大統領制はワイマール憲法最後の支柱であつた。彼は言う。

「もしワイマール憲法体制の最後の柱である大統領と彼の権威が今まで確固としていなかつたならば、無秩序が公然と顕在化して、秩序の外観すらも失われていたであろう。」<sup>(2)</sup>

シュミットの権威主義や大統領制の擁護が中央党に対しても一定の影響力を及ぼし、評価されていたことは、彼の諸論文が中央党系の雑誌に何度となく掲載されたことからも推測される。例えば彼は中央党系の新聞の『ケルン国民新聞』（一九一五年三月一五日）紙上に「ライン大統領とワイマール憲法」と題する論文を寄稿し、「ワイマール憲法を完全無欠に保障する大統領を選出する」よう有権者に呼びかけると共に、「地上の憲法の中でワイマール憲法ほど容易にクーデターを合法化しうる憲法はない」と警告した。<sup>(3)</sup>更にシュミットは一九二六年一〇月三〇日の『ケルン国民新聞』紙に「ライヒ憲法四八条に関する施行法」を寄稿し、例外状態における大統領大権を制限しようとする試みに反対した。<sup>(4)</sup>更に一九三〇年三月三〇日ブリューニングが大統領内閣をスタートさせると、シュミットもブリューニングの大統領内閣を憲法理論的に擁護するに至った。

ブリューニングは七月一六日ライヒ議会がブリューニングの財政政策案を否決した後、議会との協力を放棄し、大統領緊急命令を通じて自らの政策を実施し始めた。シュミットは、第四八条の権限に基づいて財政上の緊急命令を発する大統領の権限についての鑑定書を政府から依頼された。この点に関してシュミットは、経済危機が公共の秩序と安定の危機の一部を成しているので、大統領の第四八条の権限が財政問題に対しても拡大されることを強調した。かくしてブリューニング政府はシュミットの鑑定書を歓迎し、政府の緊急処置に対する最大の法的弁護の一つとみなし

た。官房長官ドルンはこの鑑定書をブリューニングに送付したが、そこには次の様に書かれてあつた。

「この鑑定書が到達している結論は、シュミット教授が第四八条に基づく大統領の命令権を承認することを今日まで主張してきた数少ない憲法学者の一人であることから一層満足すべきものであります。<sup>(5)</sup>」

この頃『ゲルマニア』と『ケルン国民新聞』はシュミットの論文を引き続いだり掲載し、彼の講演についての詳細な記事を載せた。こうしたカトリックの人々のシュミットに対する関心は、シュミットのブリューニング支持からも説明されよう。

## 第二節 シュミットとG・シュライバー

中央党はワイマール共和国の初期、社会民主党や民主党と共にワイマール連合の一翼を担つた。しかし一九二八年聖職者コースが中央党首になると共に、中央党内の権威主義的傾向が台頭し、コースとブリューニングの指導体制は党の路線を右方向へと導き、強力な権威を志向させた<sup>(6)</sup>。中央党が第四八条によつて統治するブリューニングの大統領内閣を全面的に支持するに至つたのは、中央党の議会主義に対する危機意識の現われであつたと同時に、権威主義的な傾向の表現でもあつた。つまり中央党内ではカトリック右派の指導者思想や権威主義が前面に登場し、ブリューニング礼賛へと拡がつていったのである。「憲法政党」を公言していた中央党は、ブリューニングの大統領内閣がワيمール憲法と矛盾するものではないと考えた。シュミットもまた同様であった。しかし等しく権威主義を志向しつつも両者の間には歴然とした相違があつた。ここではその相違点を、ブリューニング内閣を支持した中央党の代議士で憲法学者のG・シュライバーとシュミットの所説を比較して明らかにすることにする。

G・シュライバーは、一九三〇年七月一六日、ライヒ議会で、有名な憲法学者フリツツ・シュティア・ショムロ(Fritz Stier—Somlo)の講演を引用して発言した。

「議会主義は独裁に脅かされて、病んでゐるのではなく、それが病んでいるからこそ、独裁によつて脅かされているのである。<sup>(7)</sup>」

それではシュライバーは現在のドイツの議会主義の問題点をどのように理解したのだろうか。この点に関してシュライバーの所説を彼の『中央党とライヒ政治』(一九三〇年)——中央党の内外政策をアピールした書物——を中心に概観することとしよう。

シュライバーが議会主義の危機で最も憂慮したのは、議会における極右と極左勢力の増大であった。彼は次のように危機感を吐露している。

「私達は極右と極左集団つまり共産主義者とナチの躍進を目指している。彼らの立場ないし目的は明白である。彼らは破局を通して何か新しいものを目指している。共産主義者はボルシェヴィキの国家像や社会像の実現を目指し、ナチは第二帝国と呼ばれる不明瞭な何かを目指している。<sup>(8)</sup>」

彼は政党間の対立や右と左の分極化が進行する中で、ブリューニング内閣の下で第四八条によって成立した財政の緊急措置を支持した。彼によれば、当初ブリューニングはできるだけ議会の過半数の賛成を得て財政法案を成立させようとしたものの、失敗したのでやもなく第四八条の行使に頼つたという。彼はブリューニングが意識的に議会を排除し、独裁を樹立しようとしたという批判に応えて、以下の様に反論した。

「國家の財政的危機や経済危機が切迫し決断が要求されてはじめて、ライヒ大統領とブリューニング内閣は第四八

条を憲法の枠内で適用した。この種の適用は独裁とは何の関係もない。<sup>(9)</sup>

そしてシュライバーは、大統領内閣と第四八条による統治が決してファシズムやコミュニズムの独裁のように議会主義を廃棄するものではないと断言した。

「最近二・三のヨーロッパ諸国においては独裁（ムッソリーニやスターリンの独裁）が樹立された。私達ドイツ民族は、このような抑圧と権利剥奪の体制を断固として拒否しなければならない。…ドイツ民族のような文化的に高度で経済的に有能な民族は、自治の能力を育成しなければならない。しかしそのことは人民代表や責任を意識した政党なくしては不可能である。」<sup>(10)</sup>（傍点筆者）

かくしてシュライバーにとって大統領内閣は一時的・過渡的措置であり、議会制民主主義の回復が最終的な課題であつた。彼は、「議会や政党支配に対する不信や疑惑」が渦巻いていた中で、こうした潮流が議会主義の完全な否定を帰結させることを憂慮し、それを阻止することが政治的指導者や政党の役割であると考えた。そのために彼は、政党が狭い党派的利害にとらわれずに、国家に対する義務感で満されることの必要性を訴えたのである。彼の政党觀は、「政党は国民全体に奉仕する義務がある。国家的利害が党派的利害に先行する」という言葉の中に如実に示されている。シュライバーは一九三〇年九月の総選挙を目前に控え、総選挙によって「政党の分裂を克服し、責任感ある活動的な議会」を創設することを主張した。

上述したシュライバーの所説から、等しくブリューニングの大統領内閣を支持するにもかかわらず、シュミットとシュライバーの相違点が明らかとなる。つまり双方とも多元主義的な分割の舞台となつた議会の機能麻痺を憂慮し、第四八条による統治を支持したもののシュライバーがそれを、一時的なものと理解し、健全な議会主義への復帰を想

定したのに対し、シュミットは議会主義には懷疑的であり、大統領の緊急令による統治を以前にもまして強調したのである。

このような双方の相違点の原因の一つに、政党に対する現状認識の相違があった。周知の様にシュミットは、自由競争と予定調和が機能する「議会主義的政党国家」と潜在的アナーキー状態を呈した「多元主義的政党国家」を区別した。「議会主義的政党国家」における政党は、「自由な運動に基づく、固定化されえない」ものであり、党派的利害よりも国民全体の利害を優先し、諸々の社会的対立を統一的な国家意思に転化させる変圧器としての役割をなつた。<sup>(12)</sup>これに対し「多元主義的政党国家」における政党は、強固に組織され、精神的、社会的、経済的に党員を生活の細部に至るまで把握する「全体政党」であり、党派的利害を国民全体の利害に優先させ、議会と国家を分割してしまう。シュミットによればワイメアール共和国は「多元主義的政党国家」の様相を呈しており、そこにおける政党はもはや「議会主義的政党国家」の政党のように、国民全体の利害を優先する政党ではありえなかつたのである。国家に対する義務感に満たされた政党と責任ある議会主義の再建を訴えるシュライバーの所説は、シュミットの眼に時代錯誤であると同時にオプティミステイックなものとして映じざるをえなかつた。シュミットは議会と政党の現実認識に対しでシュライバーよりはるかにペシミステイックであつたといえよう。

このような政党と議会主義に対する二人の相違はイタリア・ファシズムに対する態度の相違にも看取される。つまりシュライバーがファシズムの独裁を批判したのに対して、シュミットはそれを歓迎した。シュミットはファシスト国家が経済的・社会的対立の上に立ち、「高次の第三者」として決断する点に、大統領内閣との類似点を認めたのである。<sup>(14)</sup>

以上述べたシナリオとシナライバー、セントン・ライバーに代表される中央党指導層との相違点は、アリュード時代における顕在化しなかったものの、1933年七月の「ペーペン・クーデター」における前面に登場する人物である。これはおこりや帝國関係において両者の関係は決定的に悪化するに至る。

## 註

- (一) Heinrich Lutz, Demokratie im Zwielicht, 1963, S. 116~7. この中ドナルド・ゼッヘルトの反議会主義と反自由主義路線は新進民主党のカトリック教徒の秩序概念と似ていたが、その危険性は全く看過されないと述べてゐる。
- (2) C. Schmitt, "Weiterentwicklung des totalen Staats in Deutschland" 1933 in: Verfassungsrechtliche Aufsätze, 1973, S. 362.
- (3) ハンダースキー著『カール・ドノムト縄—再検証』の論文(日本・古賀・川合訳、御茶の水書房)なれば、ハンドースキーは、ドノムトが1915年の大統領選挙で中央党元首のマルクスを支持したのではないかと推測している。(九四頁)
- (4) 回書、九七頁
- (5) 回書、一四八~一九頁
- (6) Erich Matthias \ Rudolf Morsey, Das Ende der Parteien, 1960, S. 413.
- (7) Ebenda., S. 292.
- (8) Georg Schreiber, Zentrum und Reichspolitik—Ein politisches Handbuch in Frage und Antwort, 1930, S. 5—6.
- (9) Ebenda., S. 29.

(12) (11) Ebenda., S. 30.

(12) C. Schmitt, Der Hüter der Verfassung, 3. Aufl., 1969, S. 88.

(13) Ebenda., S. 83.

(14) C. Schmitt, Wesen und Werden des faschistischen Staates, 1929, in: Positionen und Begriffe, S. 112.

## 第三章 中央党の内訌

### 第一節 「ペーペン・クーデター」

ハルツムンド中央党との関係に亀裂をもたらした事件は、中央党の最右翼に位置して「だペーペン内閣の成立」であった。一九三〇年五月二〇日、中央党が全面的に支持を表明していたブリューリングが罷免され、かわへてペーペンが首相に任命された。これに対し六月一日中央党は中央党会派の会合や幹部会で新内閣拒否の声明を発表し、中央党首カース田身ゆ(大田)田宛のペーペンへの書簡の中で、「あなたが始めた道は盡った道である」と彼の反動的な政治路線を非難した<sup>(1)</sup>。ペーペンが主張した「新国家」の提唱——それは現在の議会を廃止して一院制度の議会をつくり、その下院の選挙には家長に「票の投票権を与え、こゝへやうの政党、労働組合、経済団体を解散せらるる」——は議会制の死滅を意味すると睨むられたのである。中央党系の新聞も大団結してペーペンを攻撃したが、それは帝制時代の「文化闘争」を想起させるほどの激しいキャラクターペーンであった。

ハルツムンド中央党のペーペンに対する反対キャラクターペーンに一層拍車を掛けたのが、一九三七年七月二〇日に行なわれた「ペーペン・クーデター」であった。ペーペンは大統領の緊急命令を援用してプロイセン全土を戒厳下に置くと回

時に社会民主党主導（首相オットー・ブラウン、内相ゼーヴェリンク）のプロイセン州政府を罷免し、かわってライヒ・コミニッサールを任命した。この事件に対するペーペンの声明は、州政府が州の秩序と安全を維持しえなくなつたために、ライヒ政府が大統領の第四八条の権限に基づいて介入した、というものであった。たしかにペーペンの首相就任から「ペーペン・クーデター」に至るまでプロイセンではナチスと共産党との激しい市街戦が多発し、多くの死傷者が発生していた。そして「ペーペン・クーデター」の二・三日前の七月十七日、ハンブルク近郊のアルトナではナチのSAと労働者との衝突で、約一七人が銃弾に斃れ、二八五人の負傷者が発生していた。しかしこうした一連の事件も、もとをただせば、ブリューニング内閣が行なつていたSA・SSの禁止命令をペーペン内閣が六月一五日解除したからに他ならなかつた。

この「ペーペン・クーデター」に対して、中央党の指導者は、第四八条発動の客観的な条件が存在せず、第四八条が乱用されているとして激しく批判した。彼らはペーペンの措置は憲法違反であり、国民を無秩序と危機から救出するどころか、逆に混乱をもたらすものと断じた。そしてプロイセンの中央党議員団は社会民主党の議員団と共にライヒ政府を国事裁判所に訴え、中央党幹部会もこの決定を支持した。<sup>(2)</sup>

こうした中でシュミットは、八月一日『ドイツ法学者雑誌』に、「プロイセン州に対するライヒ・コミニッサールの任命の合憲性」という論文を執筆すると同時に、一〇月一〇日から開始されたライプチヒの国事裁判所での裁判で、ライヒ政府の法律顧問として「ペーペン・クーデター」を支持する憲法理論を展開したのである。それでは一体シュミットは、いかなる意図を持ってペーペンを支持したのだろうか。

一九三二年四月二十四日におけるプロイセン州の議会選挙で、ナチは第一党に進出し、社会民主党主導のワイマール

連合は少數に転落した。しかしこうした事態を予測して社会民主党政府は選挙に先立つ四月一二日州議会規定の改正を行ない、州政府の改選は絶対多数によるべく、そうでなければ前任者の留任としていた。したがつて社会民主党政権は、選挙後も管理政府として政権の座に留まり、ナチスに対する抑圧措置をとり続けた。シュミットもナチの勢力の拡大に恐怖感を抱き、共産党と共にナチを国家の敵として規定し、ナチを非合法化することを主張した。<sup>(3)</sup>しかし彼は社会民主党の州政府の措置は一党派による他党派の弾圧なのでナチの反発を招くこと必至であると考えた。社民党政権による州議会規定の改正は、合法性の乱用であり、党派闘争の手段のために合法性を利用したもので、シュミットには忌わしく思われた。彼は社会民主党にかわって、党派を超越した大統領が中立の立場から国家の敵であるナチを非合法化し、政権獲得の平等の機会からナチを締め出すことを訴え、州政府を内戦状態を招いた責任で罷免することに同意したのである。この点に関して彼はすでに触れた「プロイセン州に対する任命の合憲性」の中で以下の様に述べている。

「多元主義的な政党国家においては、あらゆる国家的な権力手段、そして憲法や法律のあらゆる解釈可能性が政党の戦術的道具となる危険性が存在する。特定の政党の敵から平等の機会を奪うために、その敵が非合法と宣言される。かくしてすべての議会主義的国家制度の基礎が破壊され、すべての政党に平等の機会を提供する憲法が壊り崩されてしまう。しかし他方、国家に敵対的な政党に平等の機会を与える、国家意思形成の合法的可能性を認めることは当然のことながら不可能であろう。こうした情況下で党派を越える機関が存在しないならば、ライヒとラントは崩壊の危険に晒されるであろう。プロイセン州における政治情況に直面して、公然とした内戦の勃発をじつと待つのではなく、このような危険に際して第四八条の手段を用いて、ライヒの統一とラントの合憲的存立を維持するこ

ところそが、ライヒ大統領とライヒ政府の義務である。<sup>(4)</sup>

こう述べてシュミットは、「ペーペン・クーデター」で問題となっている問題状況が、「ラントに対するライヒの戦い」にあるのでもなければ、「統一国家と連邦国家との対立」にあるのでもなく、「政党や党派に対するライヒと国家」との対立にある」と論じた。<sup>(5)</sup>こうしたシュミットの論述は、ライプチヒでの裁判において、「状況追随的」、「状況法学」といった批判を浴せられ、シュミットは憲法を相対化しているといつて攻撃された。<sup>(6)</sup>

シュミットの憲法解釈がブリューニング政府に採用されている間はそれに異議を唱えなかつた中央党は、今やシュミットの憲法論の危険性を認識するようになり、シュミットが大統領に絶対的権力を与えようとしていると批判した。シュライバーは、シュミットの目標が国家が社会に対する完全な支配権を握ったファシスト的な「全体国家」を創造することにあつたと述べている。<sup>(7)</sup>この時期のシュミットと中央党の関係についてベンダースキーは、「シュミットがペーペン政府に対して協力したことがシュミットをカトリック陣営から完全に引き離すという結果をもたらした」と論じている。<sup>(8)</sup>

ところでペーペンは六月四日議会を解散し、七月三一日を総選挙の日と設定していた。シュミットはナチの躍進に脅威を感じていた為、反ナチの論陣を張り、「日常展望」誌に次の様に警告した。

「七月三一日の選挙でナチ党が多数派となることに手を貸す者は誰であれ、愚かな振舞をしたことになろう。：彼はこのイデオロギー的にも政治的にも未成熟な運動に対して、憲法を改変し、国家教会を樹立し、労働組合を解散するなどの可能性を与えることになる。彼はドイツを完全にこの集団に引き渡してしまうことになるのである。：それは非常に危険なことであろう。……なぜなら五一%の多数はナチ党に測りしれない重要性を持つた政治的プレ

ミアムを与えるからである。<sup>(9)</sup>」

こうしたシュミットの警告にもかかわらず、ナチ党は七月の選挙で大躍進し、二二三〇議席を獲得し、第一党となつた。議会でナチ党が第一党になり、議会の分極化が頂点に達した情況で、残された道は大統領の緊急命令によつて統治し、ナチ党を非合法するか、或いはナチ党との連立に踏み切るかの二つに一つしか道は存在しなかつた。シュミットが前者の道を選択したのに対し、中央党は大統領内閣に終止符を打ち、ナチスとの連立政権への道を模策し始めた。中央党はナチスとの交渉が「政治的安定の保証」と「憲法の全き保持」であると説明し、多数の議員の支持を受けて了責任ある政府の創出を力説したのである。<sup>(10)</sup> ブリューニングの時には大統領内閣を支持していたG・シュライバーも、九月一日～四日でのエッセンのカトリック大会で、「国民からかけ離れた大統領内閣や第四八条の緊急権の行使」に反対し、健全な議院内閣制への復帰を力説すると同時に、シュミットの「多元主義国家」概念を厳しく批判した。<sup>(11)</sup> シュミットと中央党とのこのような路線の相違は、カースのシュミット批判で頂点に達するに至り、シュミットと中央党との関係は決定的に悪化するに至る。

## 第二節 シュミットとカース

一九三二年一二月三日、ペーペンが失脚し、かわってシュライヒャーが首相となつた。シュライヒャーは、ヒンデンブルク大統領に対して、緊急事態を宣言し、ナチ党を禁止し、安定が回復するまでライヒ議会を解散するよう要請した。シュミットもまたこの措置を法的に支持し、解散後の選挙を無期限に延期するよう求めた。シュライヒャーの計画にシュミットの憲法理論が著るしい影響を及ぼしていると考えたカースは、一九三三年一月二六日シュライヒャー

にシュミットを告発する書簡を認めた。

「一九三三年一月一六日における私達の協議での貴殿の示唆に基いて、私はいわゆる緊急権を発動して選挙期日を延期するため、様々な方面から持ち出されている法的構成を入念に検討いたしました。私はこの検討の結果を貴殿にお知らせしたく存じます。あの時すでに私が全國家法を相対化させるシュミットと彼の追随者の基本的傾向に強く反対しましたように、私はこの特殊な事情の下でも、この道を歩み始めることに対し声を大にして警告いたします。というのもこの道を正当化することは、法律上は不可能なことだからです。選挙の延期は明らかに憲法破壊であり、そこからはありとあらゆる法的、政治的な帰結が生じていざるをえないでしょう。ブリューン内閣の崩壊以来の内政の歴史を振り返り、これに客観的な評価を下すならば次のようないくつかの結論に到達せざるをえないでしょう。つまり問題となっているのは眞の国家非常事態（Staatsnotstand）ではなく、ただ内閣制度（Regierungssystem）の非常事態だけなのです。…この袋小路からの脱出の道は憲法破壊ではなく、このような状況に耐えうる連立内閣をうみだすような憲法上根拠のある手段に、真剣になって、かつ計画的に立ち戻る以外にありません。…上からの非合法は下からの非合法を刺激するかもしれません、その程度たるや予測もできません。<sup>(12)</sup>」

この書簡はまた一月二十九日「カース、非合法に警告」という見出しの下に、中央党の機関誌『ゲルマニア』と『ケルン国民新聞』に掲載された。

この書簡から明らかな様にカースにとってシュミットが支持した総選挙の無期限の延期は、「総選挙は解散後六十日以内に施行する」と定めたワイメール憲法第二十五条一項に対する明白な侵害に他ならなかつた。この他にもカースにとって、シュミットによる第四八条の拡大解釈、議会の不信任投票の制限、憲法改正権力の限界といった一連の試

みは、「全國家法を相対化」させるものであり、議会制の廃棄をもたらすものとして映じたのである。したがってカースは大統領内閣による危機克服の道を斥け、連立内閣への復帰を呼びかけた。しかしこうしたカースの選択は、当時の特殊な状況下では第一党であるナチスに政権を譲り渡すことを意味したのである。そしてカースはすでにナチスとの連立交渉を水面下で進めていたのである。カースは、ナチスを連立内閣に引き入れることによって、ナチ党を国民党へと脱皮させようと試みたといえる。

この書簡がシュライヒャーに送られた翌日の一月二七日、シュミットはシュライヒャーの側近エーリッヒ・マルクスの家に招かれた。シュミットの回想によればマルクスは全く意氣消沈しており、彼に次の様に言つた。

「ヒンデンブルクの神話は終つた。まさに身の毛のよだつような状態である。シュライヒャーは辞任し、ペーペンかヒットラーが帝相となるだろう。老人は気が狂つてしまつた。<sup>(13)</sup>」

この二人の状態に関して、E・R・フーバーは次下の様に書き記している。

「マルクスとシュミットは迫り来る一党独裁に対する戦いからのヒンデンブルクの退却について等しく憤激し、共和国の『最終的救出』の失敗に直面して意氣消沈の思いに満たされていた。<sup>(14)</sup>」

もうこの時点ではヒンデンブルクはシュライヒャーを見捨てており、翌日シュライヒャーは正式に辞任した。

ところでショミットは一月二九日『ゲルマニア』誌に掲載されたカースの批判に度を失つてしまつた。このカースの批判は、カースが聖職者であると同時に中央党の党首であり、また教会法の教授であつたことから、カトリック世界に及ぼす影響は甚大で、シュミットにとって大打撃であつた。彼は一月二九日の日記に次の様に書き記した。

『よく眠れなかつた。手紙はなし。しかし『ゲルマニア』紙でカースのライヒ政府への書簡が掲載され、私の名前

が名指しされた。そして第四八条の私の解釈に警告が発せられ、それが憲法違反と宣言された。したがつて老人はヒットラーを首相に任命せざるをえなくなつた。私は非常に興奮し、ポーピッツと電話で話した所、彼はカースに書簡を認めるよう私に提案した。…もう一度ポーピッツに電話し、返事を考える。<sup>(15)</sup>」

カースのこの書簡が、ヒンデンブルクがバーべンではなくヒットラーを首相に任命するという選択にどのような影響を与えたか定かではない。しかしシュミット自身は、この日記から推測する限り、カースの書簡とヒットラーの任命に一定の関連性を認めていたように思われる。

ポーピッツの勧めに従つてシュミットは、一月三十日にカース宛に書簡を送つた。この書簡はシュミットの単なる自己弁明ではなく、彼の憲法理論を総括したものであった。

「憲法に関する私の叙述は、すべて、絶えず移り変わる党利党略を顧慮することなく、ドイツ憲法の意味と首尾一貫性を主張し、憲法を戦術の手段・道具に貶めることに反対せる努力によって担われています。私は国家法を相対化するのではなく、国家と憲法を破壊しようとする乱用に対し、また合法性概念の道具化に対し、更には価値中立的な機能主義に対して闘っています。…」<sup>(16)</sup>

彼はこの書簡の与しをヒンデンブルク、シュライヒャー、『ゲルマニア』そして『ケルン国民新聞』に送つた。

シュミットは戦後『憲法論集』（一九五八年）に『合法性和正統性』をそっくりそのまま収録し、その注釈においてカース書簡に触れて、当時の政治情況について解説を加えている。それによれば当時の決定的な問題は、いかなる勢力が目前に迫つた選挙闘争において國家権力を所有し、合法的権力所有の余得を利用するかであった。シュライヒャーか、それともカースが主張した「耐えうる連立政府」から生じる新首相のヒットラーかであった。カースの書簡は

ヒットラーの首相への任命を、危機からの合法的脱出の道として理解した。そしてヒンデンブルクは一月三〇日、この誤った合法性概念に屈伏し、ヒットラーを首相に任命してしまった。シュミットは、「ヒンデンブルクは憲法の宣誓に忠実であったが、憲法が何であるか彼自身の本質から理解することができなかつた。<sup>(17)</sup>」と書き記している。

『憲法論集』に収録されている『合法性と正統性』（一九三二年）において、シュミットは価値中立的機能主義や合法性を鋭く批判していた。シュミットが危惧していたのはナチスや共産党といった反憲法政党が合法性を利用して国家権力を掌握し、合法的権力の余得を活用して、憲法を破壊し、他の政党を合法性から閉め出し、一党独裁を樹立することであった。こうした危機に直面してシュミットは、ワイマール憲法に規定された大統領の第四八条を拡大解釈し、過激政党を封じ込めようとしたのである。シュミットが傾倒したドノソの言葉を用いれば、それは「下からの独裁」に対する「上からの独裁」であった。またシュミットが『独裁論』で定式化した分類を用いれば、既存の憲法を破壊する「主権独裁」に対する「委任独裁」であった。シュミットにとって一九三三年一月の時点で問題となっていたのは、一再びドノソの言葉を用いるならば「自由か独裁か」という二者択一ではなく、「政府の独裁」か「革命勢力の独裁」かであった。カースがシュライヒャー宛の書簡の中で述べた「上からの非合法は下からの非合法を刺激する」という言葉はシュミットにとって本末転倒もはなはだしかつた。合法性を装いながらの下からの革命と一党独裁を阻止するためには、上からの独裁は不可避であった。こうした観点からシュミットはブリューニング、ペーペンそしてシュライヒャーといった歴代の大統領内閣を支持し、ナチスや共産党を封じ込めようとしたのである。カースや彼によって代表される中央党は、憲法政党として合法性という法的思考に固執するあまり、誰が敵であるかという政治的思考を欠落させてしまったといえよう。

しかしどうしてハムラムの憲法論が真にワイヤーの憲法の実体—基本的人権や議会主義—を擁護しようとしたか、大いに疑問である。彼の鋭利な議会主義批判や権威主義の傾向が議会主義や法治国家に対する国民の信頼を失墜させ、ワイヤー・デモクラシーは機能を失ったのも事実である。彼が田代していたものは、ワイヤーの憲法の権威主義的改造へのようやくの道をたどるやうである。

このおにじのケースの書簡を契機として、ハムラム中央党との断絶は決定的になつたのである。

## 註

- (1) Erich Matthias / Rudolf Morsey, Das Ende der Parteien, 1960, S. 308.
- (2) Ebenda., S. 314.
- (3) C. Schmitt, Legalität und Legitimität, 2 Aufl., 1968, S. 50~51.
- (4) (5) C. Schmitt, "Die Verfassungsmäßigkeit der Bestellung eines Reichskommissars für das Land Preußen, 1932, in: Deutsche Juristische Zeitung, S. 958.
- (6) ハムラムの「ハムラムの法論」 | 八十七回
- (7) G. Schreiber, Regierung ohne Volk—Eine positive kritik, 1932, S. 80—85, 101, 129.
- (8) ハムラムの「ハムラムの法論」 | 一九三二年
- (9) C. Schmitt, "Der Mißbrauch der legalität" in: Tägliche Rundschau, 19. 7. 1932.
- (10) E. Mattias / R. Morsey, a, a, O., S. 316—321.
- (11) Ebenda., S. 323—4.
- (12) ハムラムの「ハムラムの法論」 | 一九三二年

- 二〇。またこの書簡の訳が初版出典「カール・シュミットの書簡」(一九二九年出版) に収録されている。
- (22) P. Tommisen, "Carl Schmitt im Gespräch mit Dieter und Klaus Figge" in: Overen in zake Carl Schmitt, S. 102.
- (14) E. R. Huber, "Carl Schmitt in der Reichskrise der Weimarer Endzeit" in: Complexio Oppitorum, S. 49.
- (15) Eberhard Straub, Die Gotterdammerung der Moderne, 1987, S. 86.
- (16) ユーハヌムのカーネギーの書簡の全文が上巻 Complexio Oppitorum の S. 53／54 に掲載されている。またこの書簡の邦訳は初版出典「カーン・ハヌムの書簡の書簡」に収録されている。
- (17) C. Schmitt, Verfassungsrechtliche Aufsätze aus den Jahren 1924—1954, 1958, S. 350.